

支え合いだより

支え合いって何？

介護予防・生活支援体制
整備協議会って何？

??

◆ さ～って何？・何でしょうかね？。

● 介護保険料が段々高くなってるので、何とかしないといかんと・・・

♠ あっそーか。それで国も慌ててるのか！。

◆ それも含まれているやろな。高齢者の中では元気な人や元気でない人が混在しているので、ご互いが励まし合い、助け合って一日でも長く健康者（元気で）で暮らしてェ・・・と云うことやな～。

●・♠ あ～あ、そう云うことか。

◆ 保険料も每期ごとに高くなっているしな、その抑制にも。

♠ そやな、保険料？。馬鹿にならんぜナ！！。

● 3年に1回、また上がるころやな～？。

◆ そうや。年金生活者はたまったもんでないやろな？

● ワシ等たまったものやないぜ～。何とかせいや！！。

	全国平均	高砂	加古川	播磨	稲美
第1期	2,911	2,700	2,700	2,700	2,700
第2期	3,293	3,300	3,900	3,600	4,000
第3期	4,090	4,100	4,600	4,600	5,000
第4期	4,160	4,300	4,000	3,900	4,300
第5期	4,972	5,200	4,400	4,400	4,300
第6期	5,514	5,700	4,900	4,800	4,700
第7期	5,869	5,900	5,200	5,500	5,000
第8期	?	?	?	?	?

※ 上記は平成12年開始の介護保険料（2市2町）1期3年ごとに改正

◆ 「介護予防・生活支援事業」等総括して「地域支援総合事業」という名称で平成18年頃？から厚生労働省も、いろいろな通知・通達出してる筈やが？。今まで市町村も何してたんやろな？？？。最近急に慌ててる？？みたいやが・・・？。「おっと難しいこと云って？ ゴメン」

=早い話がやな・・・「元気な年寄りも老化を少しでも遅らせることで体を動かしたり・・・

頭を遣う？？ことをして、介護保険の世話にならないようにしてはどうか？」ということやな？=

♠ それ？。何のこっちゃ？？。

この年になっても頭遣えということかいな？。

● 無い脳味噌を練り直せ？・ちょっと使えか？？。

◎ 18年に「介護予防の円滑な実施を図る指針」＝基本的な考え方➡

◎ H27年「介護予防・日常生活総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」（以下「総合事業」という。）↓

基本的な考え方
介護予防一般高齢者施策は、介護予防のための個人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的に関与した活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域の構築を目指す。介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目指す。

二七年度の指針
総合事業は市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものである。
要支援者については、掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している者が多い。
このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される。
総合事業の実施では、ボランティア活動との有機的な連携を図るなど地域の人材を活用していくことが重要である。六十歳代、七十歳代をはじめとした高齢者の多くは要支援状態や要介護状態に至っていないことから地域で社会参加できる機会を増やしていくことが高齢者の介護予防にもつながることとなり、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことでより良い地域づくりにつながること。



◆ H27年の法改正に従っての指針から地域の住民の力を借りて、お互いに助けられたり助けたりの社会を作り上げる方向を求めて現実に進んでいる筈ですが、市町その活動が今一つの状況なので、◆H29年度にも下記の指針提示し、

- 1 地域福祉の関する活動への**地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援**。
- 2 地域住民等が相互に交流を図ることができる**拠点の整備**。
- 3 **域住民等に対する研修の実施** を推進するよう求めているのが現実です。

市町村は地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者と並びに地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関等による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1 事業内容

市町村は「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができ、環境を整備するため次の取組を実施する

―地域福祉の関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援―

地域住民が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民その他地域づくりに取り組む組織等の地域の関係者に対して、必要な働きかけや支援を行うものの支援を行う

―地域住民等が相互に交流を図ることができ、拠点の整備―

地域生活課題を早期に発見し、適切に対応を行うため、地域住民等が気軽に交流を図ることができ、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関等による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

三地域住民等に対する研修の実施

地域生活課題に関する学習会の実施等を通じて、地域住民等の地域福祉に関する活動に対する関心の向上及び当該活動への参加を促すとともに、当該活動をさらに活性化させる。

◆ これ等を念頭に、また思い浮かべながら上級官庁の指示指導に従わざるを得ない状況が差し迫っているのが、喫緊の現実です。・各位には察し頂き、よろしく・・・

(前回のアンケートの件)

平成30年2月に阿弥陀町の高齢者に(手助けが欲しい・手助けします)と思っておられる方が、どの程度おられるのかとアンケートを収集させて頂きました。

○実施時期=平成30年2月

○対象者=町内一人暮らしの方々

○協力者=自治会長・民生委員の方々

①困り事のある方

(複数記入可)

NO	項 目	集計	%	NO	項 目	集計	%
1	家の中の修理	45	16.5	9	調理・後始末	23	8.5
2	部屋の模様替え	33	12.1	10	話し相手が欲し	28	10.3
3	金融機関へ送迎	32	11.8	11	粗大ゴミ出し	48	17.6
4	蛍光灯の交換	56	20.6	12	食事の準備	27	9.9
5	家庭内の移動	12	4.4	13	通院の送迎	41	15.1
6	掃除	30	11.0	14	洗濯	6	2.2
7	買い物手伝い	29	10.7	15	現時点は健康体	94	36.4
8	散歩の付き合い	10	3.7	17	無記入	68	25.0

(上・下表の分母=272)

②困り事の手伝い

(複数記入可)

NO	項 目	集計	%	NO	項 目	集計	%
1	家の中の修理	23	8.4	9	散歩の付き合い	35	12.9
2	部屋の模様替え	42	15.4	10	調理・後始末	71	26.1
3	金融機関へ送迎	43	15.8	11	粗大ゴミ出し	53	19.5
4	家庭内の移動	63	23.2	12	食事の準備	85	31.3
5	蛍光灯の交換	39	14.3	13	通院の送迎	39	14.3
6	掃除・庭掃除	75	27.6	14	洗濯	91	33.5
7	買い物手伝い	53	19.5	15	無記入	114	42.6
8	話し相手	33	12.1	16			



以上、「阿弥陀地区の支え合い協議会」の地域づくりの概略説明を致しましたが、各位に理解を頂くには、まだまだ説明不十分だと考えますので、次号・次々号と早々に作成し送付の予定を考えております故、今後とも何かとご協力の程をよろしくお願い致します。

(野々村 康吉)